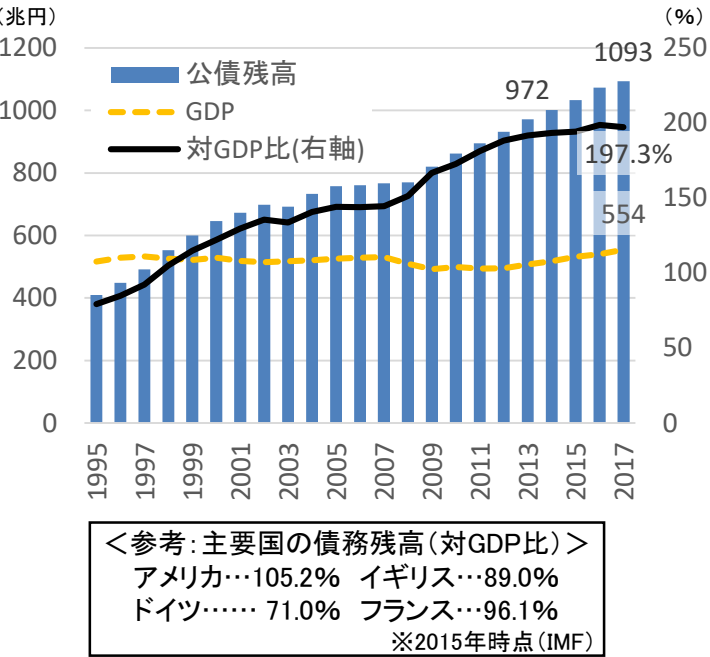


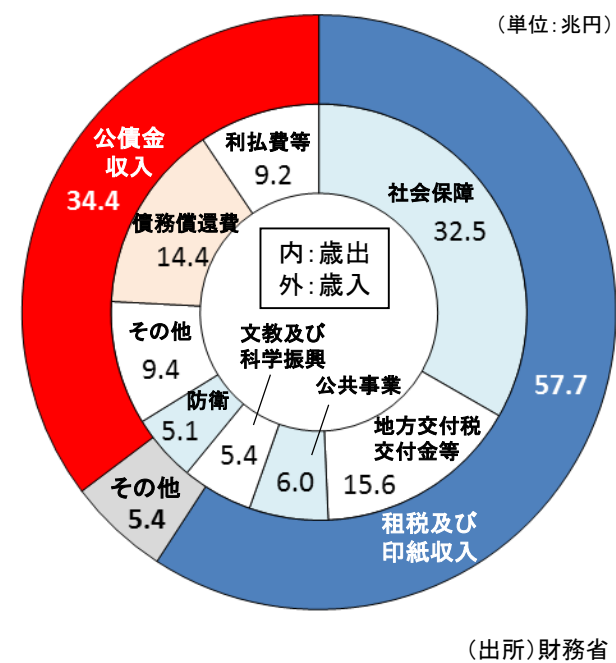
1. 税財政に関する現状

- 2017年度末における国と地方を合わせた長期債務残高は1093兆円となる見込みで、対GDP比では、約200%と、他国に類を見ない高水準に達しており、債務残高は累増の一途をたどる。
- 国の予算を見ると、歳入については、税収と税外収入で歳出全体の約 6 割しか賄えておらず、3 割強を公債金で補っており、負担を将来世代に先送りしている。また、歳出については、3 割以上が社会保障費となっており、今後さらに増加する見込み。少子高齢化など構造的な問題により、財政悪化に歯止めが掛かりづらい状況にある。

◆長期債務残高の推移



◆一般会計予算の構成(2017年度当初予算)



2. 税財政に関する基本的考え方

- 国際社会・市場からの信認を維持し、国民との約束を果たす観点から、財政健全化に必要な10%を超える消費税率の引き上げとできるだけ早期のPB黒字化に向けた道筋を早急に示すべき。そのうえで、中長期的には財政赤字そのものの縮減を目指し、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを図るべき。
- 財政規律を保つために、財政健全化目標を設定したうえで、それに基づいた中期財政計画、単年度予算を編成し、目標と結果の乖離の検証を法律などで義務づけることなども検討すべき。
- 歳入改革については、人口減少・高齢化等が進むなか、安定的財源を確保しつつ、持続的成長を実現することが重要。
- 歳出改革については、膨張する社会保障給付の見直しが急務。過剰サービスの抑制や適正な自己負担に向けた改革を進めるとともに、真に給付を必要とする人に対象を絞り込むことが重要。

3. 税制改革に向けた提言

- 財政健全化、社会保障の安定財源という観点から、消費税率の引き上げは最も重要度が高い課題。
- 厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことの関係を踏まえて、法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打つべき。そのうえで、経済活性化の観点から、政策税制については、研究開発やイノベーションのように、経済の好循環につながるような、経済活力を牽引する効果が大きい「的を絞った政策」に重点を置くべき。
- 多様な働き方を可能とし、経済活力を引き出すとの観点から、所得税はこれらをできる限り阻害しない「中立」な制度とすべき。

(1)消費税率10%への予定通りの確実な引上げ（財政健全化への最重点）

- ・早期のPB黒字化を達成し、社会保障給付財源の安定的確保のために、2019年10月に確実に消費税率を10%へ引き上げるとともに、さらに、将来的には消費税率を15%程度へ引き上げるべき。
- ・逆進性の緩和と痛税感の緩和を目的とする軽減税率制度については、効果が限定的であるため、導入せず、低所得者対策については簡素な給付措置とすべき。

(2)経済活力を促す法人税の見直し

法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打ち、そのうえで、以下の3点を提言。

①企業のイノベーション創出につながる税制の整備

- ・世界的な第4次産業革命の進展や人手不足等の課題に対応するため、AIやICT投資を行った企業に対しては税制優遇措置を講じる等により、その投資を促進させるべき。
- ・研究開発投資促進税制については、デザインなどの費用も支援対象に加えるとともに、適用要件の見直しを行うなど、幅広い活用と支援内容の充実を行うべき。

②現役世代の所得拡大につながる取り組みの支援

- ・現役世代の所得拡大に資する企業の取り組みに対して、そのインセンティブの強化を図るべき。
- ・新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等の人材投資を行う企業に対しても、インセンティブとなる支援を措置すべき。

③地方創生につながる税制の整備

- ・企業の地方拠点強化税制において、関西・中部圏の中核地域も優遇対象地域としたうえで、当該制度を継続すべき。

(3)多様な働き方実現に向けた配偶者控除の廃止

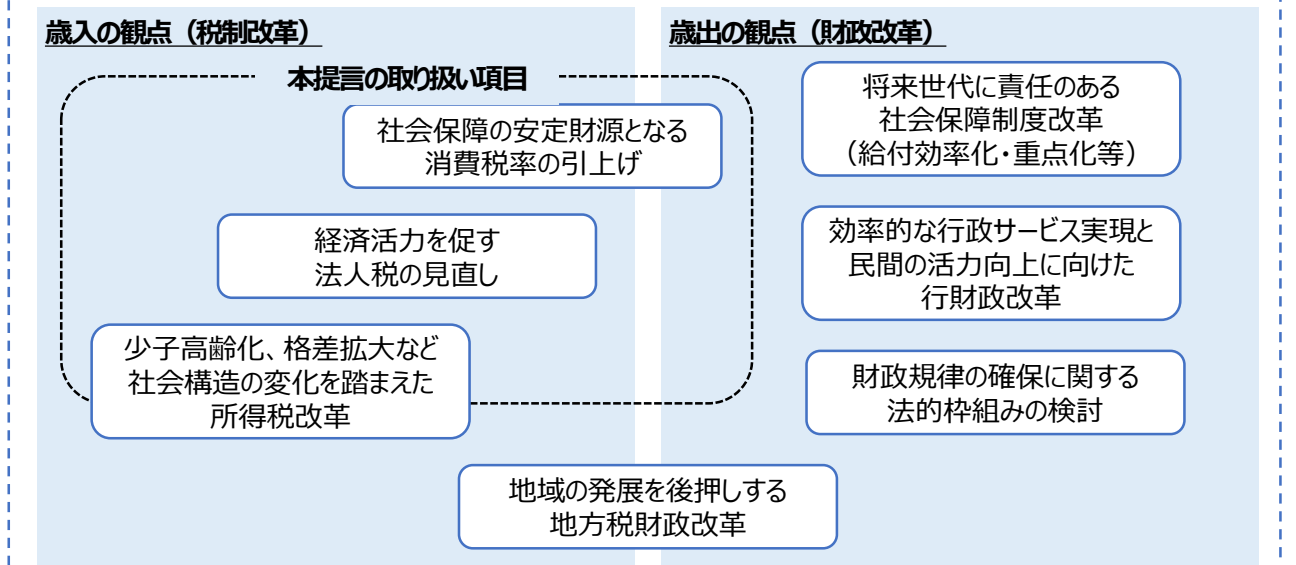
- ・所得税においては、働き方や家族のあり方の違いによる税制上の不公平感の解消や中立性確保が求められる。多様な働き方を可能とする社会を実現するためにも、配偶者控除および配偶者特別控除は廃止すべき。

4. 継続的な検討課題

○社会経済の持続的発展を担保する観点や社会の安定という観点から活力ある中間層の存在が極めて重要であり、かかる観点を踏まえながら、税体系のあり方を検討することが必要。

○歳出面では、人口減少・高齢化など社会経済の構造変化を踏まえて、社会保障制度改革や国・地方の行政改革などを進めていく必要がある。

◆税制改革における主な検討課題



財政健全化と経済成長の両立に向けた 税財政のあり方～税制改革を中心に～

公益社団法人 関西経済連合会

人口減少・高齢化、経済のグローバル化、働き方改革など、経済社会の構造やその課題が大きく変化するなか、わが国は税財政改革により、財政健全化と経済成長の両立を図ることが求められている。

現在、わが国経済は緩やかながらも回復過程にあるが、こうした今こそ、中長期的な観点に立ち、国の将来像を見据えた税財政改革の道筋を明らかにし、国民的な議論を喚起すべきである。

本提言では、税財政の現状を踏まえ、当連合会の税財政に関する基本的考え方を示したうえで、まずは、今後の税制改革に向けて、特に重要と考える消費税・法人税・所得税について提言を行うこととする。

さらに、第4項で示している通り、当連合会が考える税財政にかかる継続的課題についても、今後、検討を進めることで、さらなる提言を行っていくこととする。

1. 税財政に関する現状

わが国の2017年度末における国と地方を合わせた債務残高は1,093兆円となる見込みで、債務残高の対GDP比も約200%と、他国に類を見ない高水準に達している。財政健全化の必要性は従来から指摘されてきたものの、債務残高は累増の一途をたどっている。加えて、年度予算（2017年度一般会計）は、歳出の3割以上が社会保障費であり、地方交付税交付金等を合わせれば、歳出全体の約5割を占める。今後、不可避的な高齢化による社会保障費増加、国土強靱化の要請、国際情勢への対応などを背景とし、歳出圧力がさらに高まる見込みである。

歳入についても、税収と税外収入で歳出全体の約6割しか賄えておらず、歳入全体の3割強を公債金収入で補っており、負担を将来世代へ先送りしているのが現状である。いわゆるアベノミクスによる景気回復により、税収は2014年度、2015年度と2年連続で過去最高水準を記録したが、2016年度以降は若干伸び悩んでいる。税収の内訳は、法人税、所得税、消費税の基幹三税が大半を

占めているが、法人税や所得税は景気変動により税収が左右されやすく、とりわけ、法人税はその傾向が強い。

基幹三税の状況についてみると、法人税関係はこの20年間で改革が進められ、実効税率は約20%下がった。ただ、租税特別措置の見直しや外形標準課税の導入が進んだことにより、課税ベースは拡大している。所得税については、長らく抜本的な見直しがなされてこなかったが、ここ数年、経済社会構造の変化を踏まえて、政府税制調査会などにおいて議論が本格化している。消費税は導入から約30年が経過したが、税率10%への引き上げは、二度の延期を重ね、現在のところ2019年10月に10%への引き上げが予定されているところである。

こうしたなか、2017年10月、政府は2019年10月の8%から10%への消費税率引き上げに伴い、この増収分から教育などの充実化財源に充てる使途割合を大幅に引き上げる、との方針を示した。これにより、財政再建に充てるべき財源が当初予定より減少するため、2020年度PB（基礎的財政収支）黒字化目標の先送りが不可避となっている。

2. 税財政に関する基本的考え方

2019年10月の消費税率10%への引き上げに関して、政府が既定通り実施に向けた方向であることについては望ましいといえる。ただし、2020年度PB黒字化目標の先送りが不可避となったことは、国際社会・市場からの信認を維持し、国民との約束を果たすべきとの観点からいえば大変残念である。政府は、わが国財政への国際的信認を失墜させないためにも、このたびの消費税率の使途変更を踏まえたうえで、財政健全化に必要な10%を超える消費税率の引き上げとできるだけ早期のPB黒字化に向けた道筋を早急に明示すべきである。そのうえで、中長期的には財政赤字そのものの縮減を目指し、債務残高対GDP比の安定的な引下げを図るべきである。将来世代に負担を先送りしないためにも、これ以上、財政規律が緩むことがあってはならない。

本来、財政規律の保持は強い政治的なコミットメントを必要とするものであり、経済状況によって短期的には機動的な財政出動があっても、中長期的に財政健全化を着実に進めていくことが政府の責任でもある。したがって、法律をもって財政規律の保持を定めておくことは有意な方策であり、既に当連合会が提言しているように、「財政健全化基本法（仮称）」を制定し、財政健全化目標を設定した上で、それにもとづき中期財政計画、単年度予算を編成し、目標と

結果の乖離の検証を国会・政府に義務づけることなどを検討すべきである¹。

さらに、今後、財政の健全化と経済成長の両立を図るためには、税制改革と併せ、当連合会がかねてより提言している通り、「成長戦略の実行による税収増」「社会変化に対応した歳入改革」「徹底した歳出削減」が求められるところである。

歳入改革については、人口減少・高齢化等が進むなか、いかに安定的財源を確保しつつ、持続的成長を実現させるか、また、歳出改革については、膨張する社会保障制度をどのように見直すことができるかが焦点となる。とりわけ、今後、増大が続く社会保障給付については、過剰サービスの抑制や適正な自己負担に向けた改革とともに、国民の理解を得ながら、真に給付を必要とする人に対象を絞り込むことが肝要となる。加えて、“必要とする人”へ効率的に給付を行うためにも、マイナンバー制度の定着と活用が不可欠だと考える。

こうした税財政に関する基本的考え方を踏まえ、税制改革にあたり、次項のとおり、提言を行う。

3. 税制改革に向けた提言

税制改革の方向性については、「公平・中立・簡素」の租税原則にもとづきつつ、経済成長の実現と財政健全化につながる改革が求められる。経済成長の実現については、政府が掲げる GDP600 兆円経済を実現するためにも、企業・個人の自助努力のインセンティブとなる税制を整備することで、それぞれの経済主体が潜在的な能力と成長力を最大限発揮できるようにすべきである。また、財政健全化、社会保障の安定財源という観点から、消費税率の引き上げは最も重要度が高い課題である。

さらに、わが国の法人実効税率は諸外国に比べると高水準にあり、国際競争力を弱めるという指摘から、政府は実効税率の引き下げを進めてきた。その結果、実効税率は 2016 年度には 20% 台を達成したものの、税収中立の観点から、これと並行して課税ベースの拡大が進められたところである。今後、厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくこととの関係を踏まえるならば、法人実効税率は、すでに確定している 2018 年度の水準をもって、一律の引下げ論にピリオドを打つべきと考える。そのうえで経済活性化の観点から、政策税制については、研究開発やイノベーションのように、経済

¹ 関経連は「日本経済再生（経済財政運営・成長戦略）に関する提言」（2013 年 4 月）、「名目 GDP600 兆円経済に達成に向けて」（2016 年 10 月）において、「財政健全化基本法（仮称）」の制定を提言している。

の好循環につながるような、経済活力を牽引する効果が大きい“的を絞った政策”に重点を置くべきである。

加えて、政府は、2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題として、「働き方改革」を位置づけ、多様な働き方を可能とする社会への変革に取り組むこととした。多様な働き方を可能とし、経済活力を引き出すとの観点から、所得税はこれらができる限り阻害しない「中立」な制度とすべきである。

これらの観点を踏まえ、以下では、特に重要と考える消費税・法人税・所得税について提言する。

(1) 消費税率 10%への予定通りの確実な引き上げ（財政健全化への最重点）

財政健全化を目指すうえで、また増加する社会保障支出に対し、安定財源を確保するためにも消費税の役割は大きい。早期のPB黒字化を達成するため、また、社会保障給付財源の安定的確保のためにも、2019年10月には、確実に消費税率は10%に引き上げるとともに、さらに、将来的に消費税率は15%程度へ引き上げるべきと考える。

一方、逆進性の軽減と痛税感の緩和を目的として、軽減税率制度の導入が予定されている（2019年10月）。しかし、軽減税率の逆進性軽減効果は限定的であることに加え、そもそも消費税は消費者である国民が負担・納税すべき性格の税であるところ、それが課税技術上困難であるため、事業者に適正な転嫁と納税義務を負わせているものであり、これ以上、事業者の納税事務負担が増えることは避けるべきである。したがって、軽減税率は導入せず、低所得者対策については簡素な給付措置とすべきである。今後、マイナンバー制度の本格的な稼働等により、所得等の把握が確実にできる体制が整えば、「簡素な給付措置」を発展させ、「給付付き税額控除」の実施に向けた検討をすべきである。

(2) 経済活力を促す法人税の見直し

企業は、生産活動や設備投資、イノベーションの創出などを通じて、経済活力を牽引する主体であり、また、雇用機会の創出、賃金・配当の原資となる付加価値の創造、税や社会保険料負担の担い手といった多様な側面から、国民生活の基盤を支える役割を担い、社会、地域、人々の繁栄発展に貢献するものである。これらの観点を踏まえ、法人実効税率は、一律の引下げ論にピリオドを打ち、そのうえで、法人税関係については、以下3点を提言する。

①企業のイノベーション創出につながる税制の整備

経済のグローバル化が一層進展するなかで、わが国が引き続き世界経済において主要な地位を保ち、豊かな国民生活を維持し続けるためには、イノベ

ーションを通じて新しい価値を創出し、成長戦略を実現することが不可欠である。そのためにも、社会経済活性化の牽引力となるイノベーションを含む広義の研究開発や設備投資分野への“的を絞った政策”が重要である。

たとえば、世界的な第4次産業革命の進展や人手不足等の課題に対応すべく、AI や ICT 投資を行った企業に対しては税制優遇措置を講じる等により、その投資を促進させるべきである。具体的には、データの連携・高度利活用を行い新たな付加価値の創出を図る「機械装置」「器具備品」「ソフトウェア」（IoT 機器、システム構築に必要な設備、データ連携に必要なソフトウェア等）への投資に対しては税制優遇措置を実施すべきである。

また、研究開発投資促進税制については、2017 年度改正において、従来の「モノ」「技術」に加え、第4次産業革命型の「サービス」の開発が支援対象に追加されたが、今後、さらに、他に類を見ないような付加価値の高い「モノ」「技術」「サービス」を生み出すには、優れたデザインなども不可欠であることから、そのための費用も支援対象に加えるとともに、適用要件の見直しを行うなど、幅広い活用と支援内容の充実を行うべきである。また、研究開発型ベンチャーについては、その育成を図る観点から、ベンチャー投資促進税制における企業の損失準備金の上限割合拡大（損金算入拡大）など、出資した企業への税制上の支援措置の拡大を図るべきと考える。

②現役世代の所得拡大につながる取り組みの支援

経済の好循環実現のためには、企業収益を雇用者の所得拡大に結び付け、消費拡大により、企業収益が伸びるというサイクルをつくり出すことが重要である。雇用者給与に関しては、企業の経営判断によるべきものであることというまでもないが、政府は、現役世代の所得拡大に資する企業の取り組みに対しては、そのインセンティブの強化を図るべきである。具体的には、所得拡大促進税制の適用要件緩和および税額控除割合の拡大などを検討すべきである。

加えて、経済の好循環を持続させるためにも、人材投資の後押しによる生産性向上が不可欠である。そのため、新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等の人材投資を行う企業に対しても、インセンティブとなる支援を措置すべきであり、とりわけ、中堅・中小企業については重点的支援が不可欠である。

③地方創生につながる税制の整備

現在、企業の地方拠点強化税制において関西・中部圏の都心部は、税制優遇を受けられる対象地域から除外されている。わが国全体の国際競争力を高めるとともに、地域経済の発展を牽引する役割を果たすため、関西・中部圏

の中核地域も優遇対象地域としたうえで、当該制度を継続すべきである。加えて、雇用要件の緩和や特別償却額の引き上げなど、利用促進に向けたインセンティブを高めるよう制度を見直すべきである。

また、2017 年度改正において、地域中核企業等による未来投資を支援するため地域未来投資促進税制が創設されたところであるが、地方創生につなげるものとするためにも、今後、地域中核企業等の要望等を最大限踏まえた税制として拡大させていくべきである。

(3) 多様な働き方実現に向けた配偶者控除の廃止

人口減少・高齢化の進展により、労働力人口が減少する中で、わが国経済および財政を持続可能なものとするためには、「働き方改革」により、企業競争力の源泉である優秀な人材の確保と定着が欠かせない。そのため、所得税においても、働き方や家族のあり方の違いによる税制上の不公平感の解消や中立性確保が求められる。

配偶者控除は、専業主婦世帯の配偶者の家事による貢献を考慮し、1961 年度の税制改正において創設された制度である。しかしながら、配偶者の就労方法を決めるに際して、納税者本人の税負担を考慮することが多く、依然として既婚女性が配偶者控除制度等を理由に就労調整を行う傾向にある。多様な働き方を可能とする社会を実現するためにも、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当でない。したがって、配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けず、かつ、配偶者自身の働き方の選択を歪めない中立的制度とするためにも、配偶者控除および配偶者特別控除は廃止すべきと考える。

併せて、経済を低迷させる要因となる人口減少社会への流れを変えるためにも、子どもを産み育てようとする世帯に配慮した子育て支援の拡充が検討されるべきである。その際、“必要とする人”への支援を行うべきことから、一定水準での所得制限を設ける必要がある。なお、与党から提案された「こども保険」については、子育て世代を支援するとの創設目的は理解できるものの、企業や現役世代のみに負担を強いる制度であり、加えて、世代間・世代内の公平性の問題²などから導入すべきでなく、子育て世代支援などの課題に対しては、新たな税財源によって賄うべきである。

² 「こども保険」は高齢者や専業主婦（夫）、年金保険の未加入者や未納者は負担しないことから、世代間の公平性の問題がある。また、直接的な受益者は就学前の子育て世代に限定されることから世代内の公平性においても問題がある。

4. 継続的な検討課題

今後とも、わが国社会経済の持続的発展を担保するとの観点からは、活力ある中間層の存在は極めて重要である。また、社会の安定という観点からも中間層の疲弊・剥落といった事態は避けなければならない。かかる観点を踏まえながら、税体系のあり方が検討されなければならない。

所得税については、社会経済の変化を踏まえつつ、課税ベースを狭めている所得控除の整理や課税単位や所得分類などの見直しについて、検討していくことも必要になる。さらに、税制はすべての国民の生活に密接に関わるものであり、制度に対して国民・納税者の信頼が得られなければならない。そのためにも、国民にとり分かりやすい「簡素」な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題である。また、税制の信頼性確保のためには、課税適正化に向けた不断の取り組みが必要であり、マイナンバー制度の定着と活用が期待される。

法人税等については、法人事業税における中小法人への外形標準課税は、地方税の原則（応益性の原則）に加え、中小法人の担税力、地域経済への影響等を勘案する必要があることから、慎重な検討を要する研究課題だといえる。

また、歳出面では、人口減少・高齢化など社会経済の構造変化は、社会保障制度のあり方および行政面での国と地方の役割などにも改革を迫るものでもある。政府が新たに導入を検討している教育支援の充実化（幼児教育無償化など）についても、その財源を含めた制度設計のあり方や社会保障全体を見据えた検討が必要であると考ええる。

これらの点について、引き続き、当連合会として検討を加えて、さらなる提言を行っていくこととする。

以 上

参考資料

1. 諸外国との税率比較(法人税・消費税)
2. 関連する主な税制
3. 税制予測シミュレーション

1. 諸外国との税率比較(法人税・消費税)

○日本の法人税率は諸外国、特にアジア諸国と比べると、やや高めの水準となっている。
消費税率については、欧米先進国と比べると低めの水準となっている。

【図表】法人税率の国際比較（2015年）

法人税率	国・地域名（日本からの進出企業数）
40.75%	アメリカ(3,720社)
34.61%	インド(751社)
30%	オーストラリア(558社)、フィリピン(547社)、メキシコ(502社)
29.97%	日本<※2016-17年度>
29.65%	ドイツ(764社)
25%	中国(6,825社)、マレーシア(926社)、オランダ(451社)
24.2%	韓国(922社)
22%	ベトナム(889社)、スウェーデン(80社)
20%	タイ(2,318社)、イギリス(875社)、ロシア(186社)、トルコ(85社)
19%	ポーランド(110社)、チェコ(106社)、ハンガリー(66社)
17.92%	スイス(99社)
17%	シンガポール(1,335社)、台湾(1,055社)
16.5%	香港（1,298社）
12.5%	アイルランド(44社)
0%	ケイマン諸島(62社)、バミューダ(15社)、バーレーン(13社)

【図表】消費税率の国際比較（2016年時点）

消費税率	国・地域名（食料品に係る軽減税率）
27%	ハンガリー(18%)
25%	デンマーク(－)、ノルウェー(15%)、スウェーデン(12%)
24%	フィンランド(14%)、ギリシャ(13%)、アイスランド(11%)
23%	ポルトガル(6%)、ポーランド(5%)、アイルランド(0%)
22%	イタリア(10%)、スロベニア(9.5%)
21%	チェコ(15%)、スペイン(10%)、オランダ(6%)、ベルギー(6%)
20%	フランス(5.5%)、イギリス(0%)
19%	チリ(－)、ドイツ(7%)
18%	トルコ(8%)
17%	中国(10%)、ルクセンブルク(3%)、イスラエル(0%)
16%	メキシコ(0%)
15%	ニュージーランド(15%)
12%	フィリピン(0%)
10%	オーストラリア(0%)、インドネシア(0%)、ベトナム(0%)
8%	日本(－)、スイス(2.5%)
7%	シンガポール(－)、タイ(0%)
6%	マレーシア(0%)
5%	カナダ(0%)、台湾(0%)

○地方拠点強化税制の制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設を拡充するとともに、東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域（中部圏・近畿圏を支援対象地域に追加）の見直しを行う。

【図表】地方拠点強化税制の概要

＜現行制度＞

東京一極集中を是正することを目的に、地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充を促進するため、地方にある企業の本社機能等を強化した企業や東京23区から本社機能に移転した企業に対して、雇用促進税制やオフィス取得減税の面で税額控除を実施。特に東京23区からの移転型については、手厚い税制優遇措置があるが、関西圏・中部圏の都心部は移転先地域の対象外となっている。

＜税制優遇が受けられる本社移転先地域＞
⇒関西圏・中部圏も対象地域に追加することを要望



＜税制優遇措置＞

	拡充型	移転型
概要	○地方の企業拠点拡充 ・地方にある企業の本社機能などの強化を支援	○東京一極集中の是正 ・東京23区からの移転の場合、拡充型より支援措置を深堀
支援対象地域	東京圏・中部圏中心部、関西圏中心部を除く地域	
雇用促進税制	＜要件＞ ①適用年度中に雇用保険一般被保険者が5人以上増加している ②適用年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいない	
	①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、一人当たり20万円を控除	①増加雇用者1人あたり最大80万円を税額控除 ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 ③②は法人全体の雇用増がなくとも、東京から地方への移転者にも適用
設備投資減税	特別償却15%又は税額控除4%（2年間）	特別償却25%又は税額控除7%（2年間）
地方税の減収補填	自治体が固定資産税、不動産取得税の減免を行った場合、交付税で減収額を補填	固定資産税、不動産取得税に加え、事業税についても交付税で減収額を補填
利用件数（2017年4月末）	140件	15件

【図表】 研究開発税制の概要

The diagram illustrates the calculation of the tax credit limit for R&D expenses exceeding 10%. It is divided into three main sections:

- 【C.高水準型】** (High Standard Type): This section shows a purple upward arrow labeled "控除上限 10%" (Credit Limit 10%). Below it, text states: "試験研究費割合10%超の部分について税額控除できる制度" (A system that allows a tax credit for the portion of R&D expenses exceeding 10%).
- 【A'-①】** (A'-1): This section shows a yellow upward arrow labeled "控除上限 最大10%上乗せ" (Credit Limit Maximum 10% Increase). Below it, the formula is given: "上乗せ控除上限 = (試験研究費割合 - 10%) × 2" (Increase Credit Limit = (R&D Expense Ratio - 10%) × 2).
- 【A'-②】** (A'-2): This section shows a yellow upward arrow labeled "控除上限 10%上乗せ" (Credit Limit 10% Increase). Below it, the text states: "〔中小企業者等の増減試験研究費割合が5%超の場合の措置〕" (Measures for cases where the increase/decrease in R&D expense ratio for small and medium enterprises exceeds 5%).

Arrows and the word "or" connect the sections, indicating that the credit limit can be calculated using either the high standard type (C) or the measures for small and medium enterprises (A'-2).

合計で法人税額の
40%まで控除可能

〔時限措置〕

上乘控制除上限：
10%

【A-①.総額型】

試験研究費総額にかかる控除制度

(控除率)

増減試験研究費割合	控除率
25%減少	6%
増減なし	傾き0.1
5%増加	9%
約22%増加	14%
約22%増加以上	14% (上限)

+

控除上限
25%

【A-②.中小企業技術基盤強化税制】

(控除率)

増減試験研究費割合	控除率
5%増加	12%
約22%増加	傾き0.3
約22%増加以上	17%

〔恒久措置〕

控除上限：30%
総額型 25%
+
OI型 5%

※O I 型：オープンイノベーション型

【B.オープンイノベーション型】
 大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額にかかる控除制度

【適用期限：時限措置については平成30年度末まで】

(出所) 経済産業省

2-3. 地域未来投資促進税制(経済産業省・2017年度新設事項)

○ものづくりや第4次産業革命、農林水産、観光・文化・スポーツ、環境・エネルギー、ヘルスケア・教育サービスなど、将来の市場規模拡大が見込まれる分野で、地域の特性を活かした関連投資を行う企業に対し、設備投資の特別償却や税額控除などの支援を受けられる制度が2017年度に新設。

【図表】地域未来投資促進税制の概要

＜現行制度＞

新たな法的枠組みにおける支援スキーム

地域経済牽引事業計画

(承認のポイント)

- ・都道府県の策定する基本計画に合致していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること

(主な支援措置)

課税の特例、金融支援、専門的アドバイス、規制特例

課税の特例措置

(承認の要件) ※ 1

●先進性を有すること

※上記承認要件の他に、

- ①総投資額が2,000万円以上であること
- ②前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)
- ③対象事業の売上高伸び率 (%)
 $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 (%) + 5%
 かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ることを満たすことが必要

都道府県

承認

国

確認

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

※ 1 生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く

2-4. 所得拡大促進税制(経済産業省・2018年度要望事項)

○所得拡大のためにも、人材投資の後押しによる生産性向上を含む税制支援が必要であり、賃上げに加えて、人材投資(新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等)に取り組む企業に対し、所得拡大税制の支援強化を行う。

【図表】所得拡大促進税制の概要

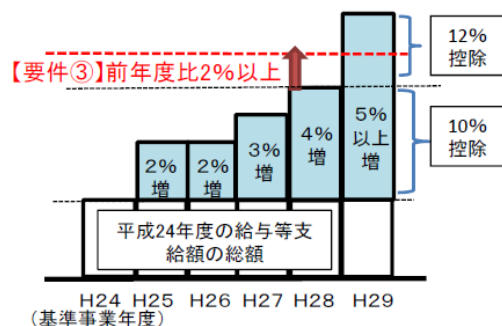
＜現行制度＞

【要件①】給与等支給額の総額：

平成24年度から一定割合(下図)以上増加

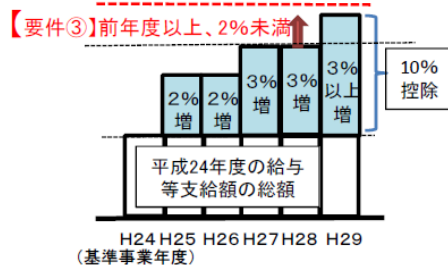
【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

大企業(賃上げ率2%以上)

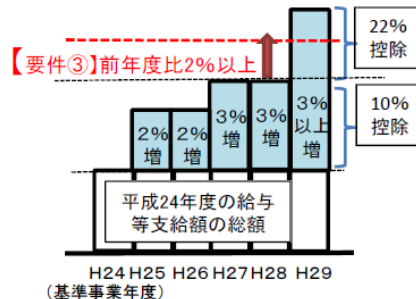


中小企業

(1) 賃上げ率2%未満の場合



(2) 賃上げ率2%以上の場合

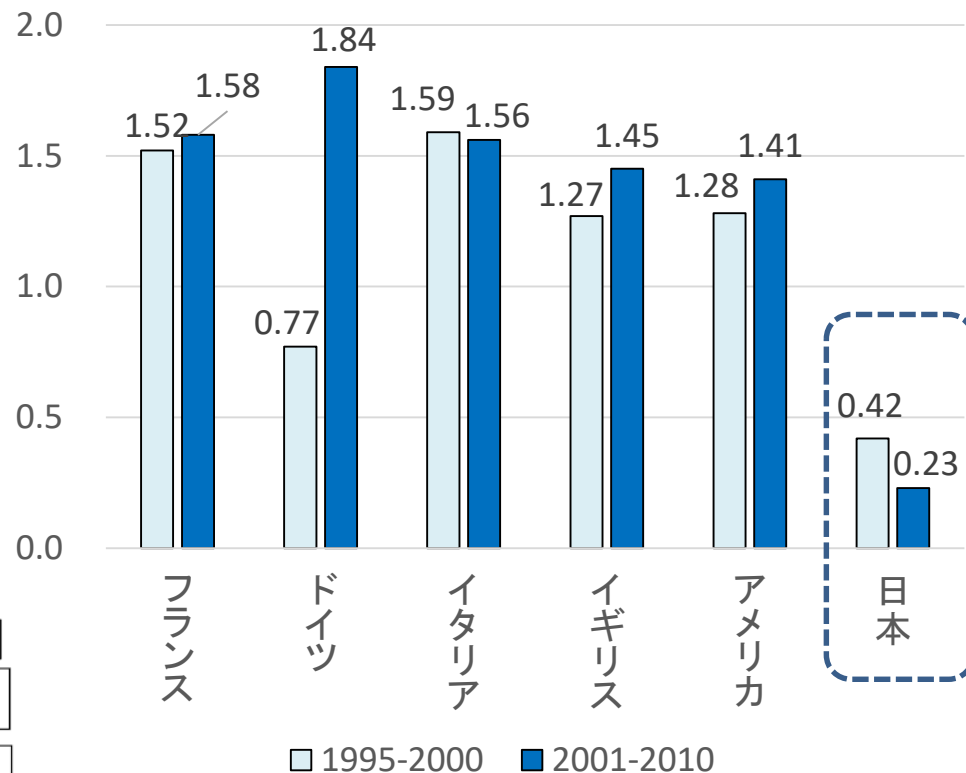


要件①～③を満たす場合

給与等支給額の増加額の10%を税額控除

(法人税額の10%(中小は20%)が上限)

【図表】人材育成投資(OJT以外)／GDP比率の国際比較



所得環境を改善させていくためには、人材投資などにより生産性を向上していくことが必要であるが、日本は欧米諸国に比べると、人材育成投資が低水準となっている。

○地方創成の担い手である地方のベンチャー企業に十分な活動資金を供給すべく、2017年度に要件を緩和した事業会社による認定ベンチャーファンドを通じた投資を支援する準備金に係る措置を2018年度末まで延長する。

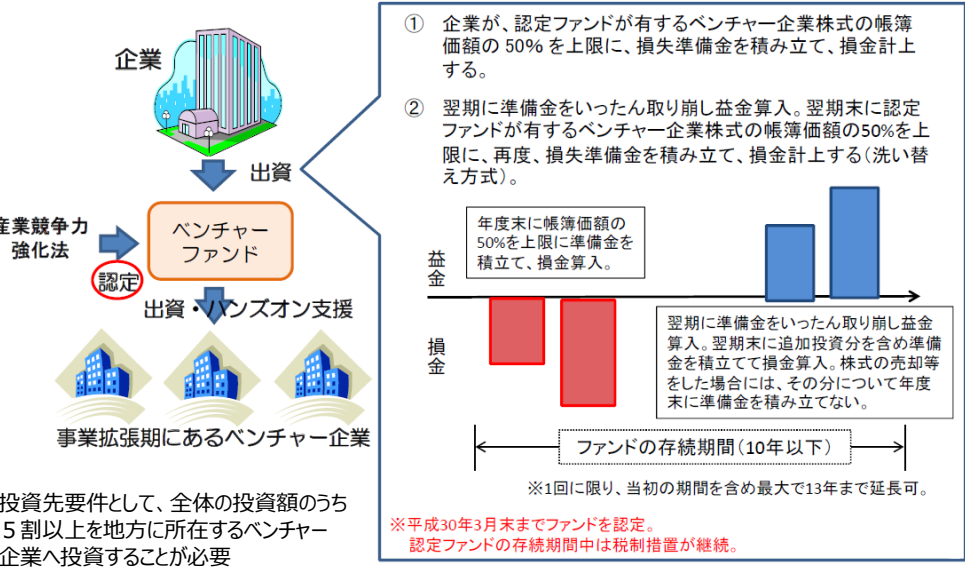
【図表】ベンチャー投資促進税制の概要

<現行制度>

経済産業省が認定したファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の5割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できる。
(ファンド要件)

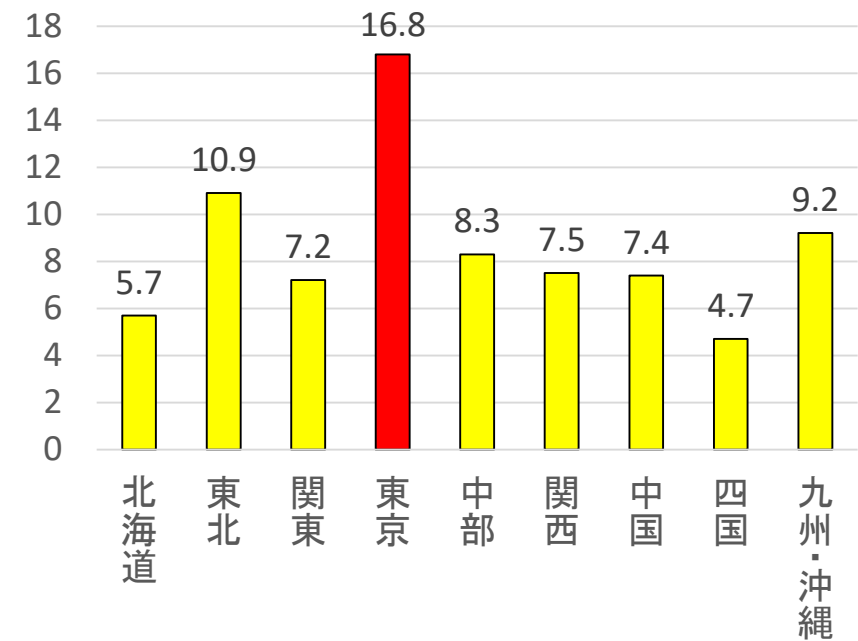
- ・投資事業有限責任組合であること
- ・規模が概ね10億円以上であること
- ・実施期間が10年以下であること
- ・目標内部収益率が15%以上であること 等

<イメージ>



【図表】地域別ベンチャーファンドの規模・件数

<2016年までに設立したファンド規模の平均値> (単位: 億円)



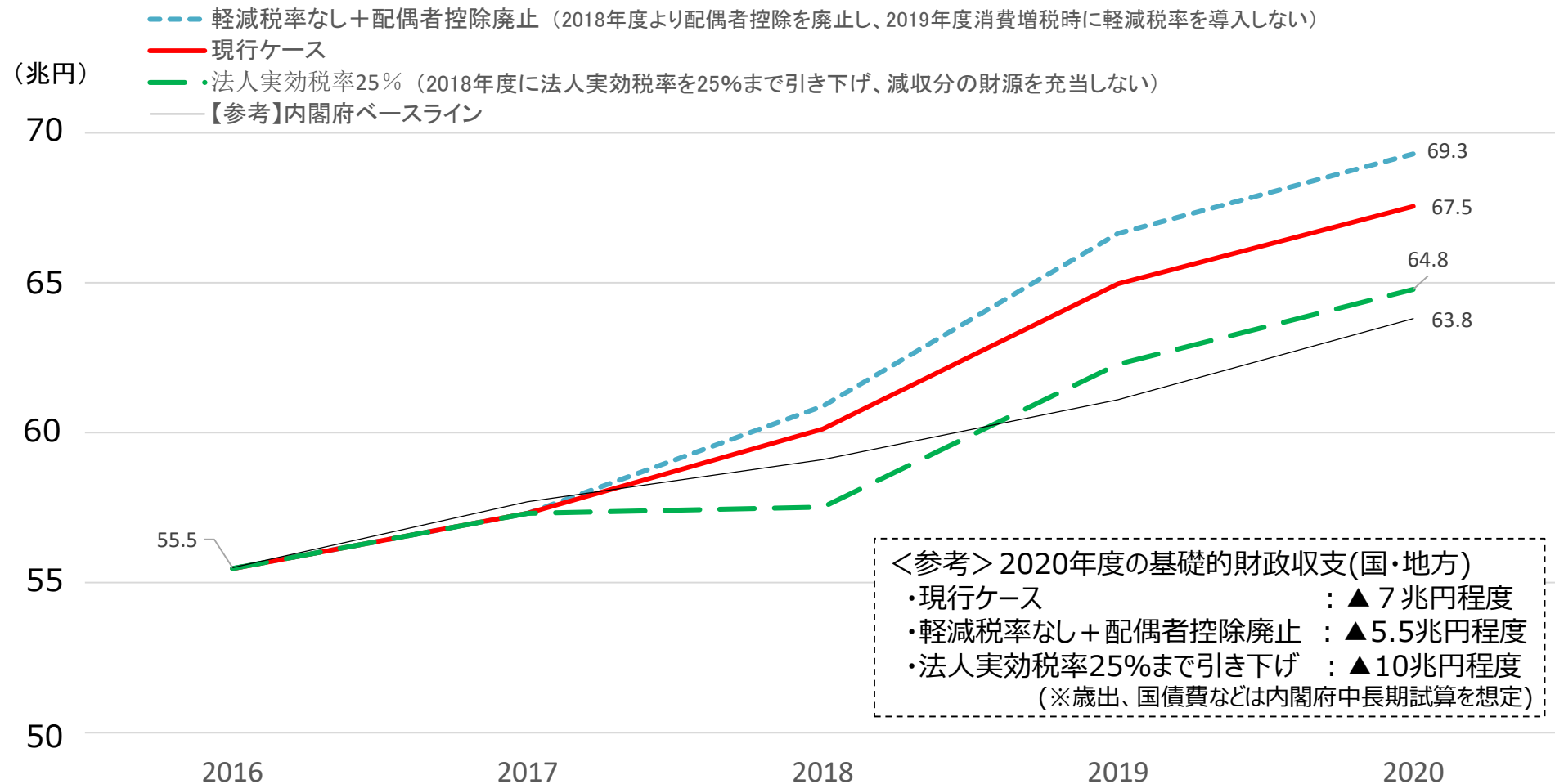
<件数> 10 20 24 30 25 45 38 7 31

関西はファンド件数は多いが、規模は東京と比べると半分以下となっており、地域間格差が顕在。
(東北は東日本大震災の復興などで大規模ファンドが複数設立された影響により規模が他地域より大きい)

3-1. 税収予測のシミュレーション(国税)

○内閣府が想定する高成長を実現した場合、2020年度の税収は70兆円弱に達する見込み。仮に、軽減税率を導入しない場合はさらに約1兆円、配偶者控除を廃止した場合は約6,000億円ほど税収が増加する見込み。また、法人実効税率を早期に25%とする場合、新たな財源を確保しなければ、2兆円程度の減収となる見込み。 ※試算の前提条件などは次項参照

【図表】 税収予測シミュレーション



3-2. 前提条件・計数表

<前提条件>

・税収については、2016年度は決算値、2017年度は予算額、以降は以下の前提でシミュレーション。

- ▶ 名目成長率：2016年度 1.1%、2017年度 2.5%、2018年度以降 3.0%（内閣府試算の経済再生ケース）
- ▶ 消費税：2019年10月より10%へ引き上げ（軽減税率は政府見解などから減収額を試算）
- ▶ 法人税：実効税率は2016-17年度 29.97%、2018年度 29.74%（減税ケースは2018年度より25%で試算）
- ▶ 所得税：名目賃金上昇率を内閣府試算の経済再生ケースに設定（配偶者控除廃止による増収額は政府見解などから試算）

【図表】 税収予測の計数表

（単位）兆円

	消費税		法人税		所得税		その他
	現行	軽減税率なし	現行	減税	現行	配偶者控除廃止	
2016	17.2	17.2	10.3	10.3	17.6	17.6	10.3
2017	16.7	16.7	12.4	12.4	17.9	17.9	10.2
2018	17.9	17.9	12.8	10.2	19.1	19.7	10.4
2019	20.9	22.0	13.1	10.5	20.3	21.0	10.5
2020	21.6	22.6	13.5	10.8	21.7	22.4	10.7
2021	22.2	23.3	13.9	11.1	23.2	23.9	10.9
2022	22.9	24.0	14.4	11.4	24.9	25.6	11.0
2023	23.6	24.7	14.8	11.8	26.7	27.5	11.2